

昭和56年9月3日

訓令第3号

改正 平成11年8月2日訓令第3号 平成15年3月28日訓令第1号
平成18年3月31日訓令第1号 平成23年3月25日訓令第1号
令和2年3月31日訓令第2号 令和6年2月27日訓令第1号
令和6年3月26日訓令第3号

(設置)

第1条 筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の重要な施策の審議・報告及び各かい所等関係機関相互の連絡調整事務の適正かつ能率的執行を図るため、庁議を置く。

(構成員)

第2条 庁議は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 事務局長及び事務局副局长
- (2) 消防長及び消防次長
- (3) 筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則（昭和56年9月3日規則第3号。）別表第1から別表第7に掲げられる課等の長
- (4) 筑西広域市町村圏事務組合消防本部に関する規則（昭和48年4月1日規則第1号。）別表第1に掲げられる課の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか事務局長が特に必要と認めた者

(付議事項)

第3条 庁議に付議すべき事案は、概ね次のとおりとする。

- (1) 各かい所の基本的重要施策に関する事項
- (2) 予算の編成方針並びに執行に関する事項
- (3) 組合事務事業推進に伴う現状と問題点に関する事項
- (4) 特に重要な行事並びに調整に関する事項
- (5) 条例・規則等の制定改廃に関する事項
- (6) その他管理者が必要と認める事項

(庁議の開催)

第4条 庁議は原則として毎月10日（その日が休日に当たるときは、その日後その日に最も近い休日でない日）に開催する。

2 事務局長が特に必要と認めたときは、臨時に庁議を開くことができる。

(庁議の運営)

第5条 庁議は事務局長が招集し、会議を主宰する。

- 2 庁議に関する庶務は事務局総務課長が処理する。
- 3 庁議に付議する事案があるときは、庁議開催日3日前までに、その要旨に資料を添えて、事務局長に提出するものとする。

(周知及び実施)

第6条 各構成員は、庁議に付された事項を、速やかに関係所属職員に周知させるとともに、実施に関する事項については、これを促進しなければならない。ただし、機密に関する事項についてはこの限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか庁議の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年8月2日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月27日訓令第1号)

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。